

地域包括支援センターからのお知らせ

介護予防講座のご案内

受講料無料・申し込み不要



※飲料水、筆記用具などは各自でご持参ください。

会場：総合福祉センター

対象：市内在住の65歳以上の方

脳若トレーニング

■日時 3月27日(金) 午前10時～11時

■講師 脳若ステーション 認定トレーナー

定員25名

※タブレットの台数に限りがあるため、定員を超過した場合は人数制限をさせていただきます場合があります。

阿波踊り体操教室

■日時 3月11日(水) 午前10時～11時

問 市社会福祉協議会地域包括支援センター(横須町11番7号 市総合福祉センター内)

☎33・4040/FAX33・4042

令和8年春季全国火災予防運動

3月7日(土)まで

防火標語(2026年度全国統一防火標語)

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的として行われます。

市民の皆さまには、次の点に留意していただくとともに、火を取扱う際は、より一層のご注意をお願いします。

消防本部実施事項

- 住宅防火に関する啓発活動
- 防火対象物に対する立入検査
- 市内空地の枯草調査など



1. 林野火災の予防

令和7年2月には、岩手県大船渡市において延焼範囲約3,370haに及ぶ大規模な林野火災が発生し、3月には岡山県岡山市や愛媛県今治市など100haを超える大規模林野火災が相次いで発生しました。林野火災の出火原因の多くは「たき火」等の人的要因となっております。

「たき火」等の野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など一部の例外規定を除いて禁止されています。やむを得ず焼却を行う場合

は、小松島市火災予防条例において、「火災と紛らわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為」として消防署長に届出が必要です。

例外規定について



- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

●農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など

※右記の例外規定に相当するような場合であっても、焼却によって煙や臭いが発生すれば周囲の生活環境に影響を及ぼし、迷惑をかける場合がありますので、やむを得ず焼却を行う場合は、あらかじめ「火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等」として消防署(☎33・1200)へ届け出るとともに、次の点にご配慮をお願いします。

- 水を用意するなどいつでも消火できるようにし、焼却中は離れない。
- 住宅の近くでは焼却しない。
- 近所迷惑にならないよう理解を得たうえで、必要最小



限の量にとどめる。●風向きや強さ、時間帯を考慮する。●草木はよく乾かして煙の発生量を抑える。

詳しくは、市ホームページ「野焼きは法律で禁止されています!」をご参照ください。市ホームページはこちら



2. 火災予防対策について

住宅火災は、就寝中など火災に気づきにくい時間帯に発生することが多く、発見の遅れが被害拡大につながるおそれがあります。

住宅用火災警報器を設置することで、火災の発生を音でいち早く知らせ、初期消火や避難につなげることができま

住宅用火災警報器とは

- 住宅用火災警報器は、住宅に設置し、煙や熱を感知して作動する火災感知器です。
- 種類には、煙を感知する「煙式」と、一定の温度上昇を感知する「熱式」があり、設置場所に応じて使い分けられます。
- 長期間使用すると電池切れや機器の劣化により正常に作動しないおそれがあるため、設置後10年を目安に点検・交換を行う必要があります。

消防庁パンフレットはこちら



問 市消防本部 消防課 ☎32・0119